

移転した労働者であつて、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している子と別居することとなつたもの（配偶者がないものに限る。）イ 当該子が要介護状態にあり、引き続き当身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。以下この条及び次条において同じ。）にある労働者又は配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

ロ 配偶者が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第一百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校（以下この条において「学校等」という。）に在学し、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（次号ロ及び第三十四条第一項において「保育所」という。若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携認定こども園（次号ロ及び第三十四条第一項において「幼保連携型認定こども園」という。）に通い、又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校において行われるもの）を養育すること。

ハ 配偶者が、引き続き当該住宅に居住すること。

二 本件その他配偶者が労働者と同居できないと認められるイからニまでに類する事情

一 転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となつたため住居を移転した労働者であつて、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している当該労働者の父母又は親族（要介護状態にあり、かつ、当該労働者が介護していた父母又は親族に限る。）と別居することとなつたもの（配偶者及び子がないものに限る。）

イ 当該父母又は親族が、引き続一日用品の購入その他これに準ずる行為

四 職業訓練（職業訓練）

二 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他の行為

三 選挙権の行使その他これに準ずる行為

四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他の行為

五 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

（給付基礎日額の特例）

第九条 法第八条第一項の規定による給付基礎日額の算定は、所轄労働基準監督署長が、次の各号に定めるところによつて行う。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第一項及び第二項に規定する期間中に業務外の事由による負傷又は疾病的療養のために休業した労働者の同条の平均賃金（以下「平均賃金」という。）に相当する額が、当該休業した期間を同条第三項第一号に規定する期間とみなして算定することとした場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

二 じん肺にかかることにより保険給付を受けることとなつた労働者の平均賃金に相当する額が、じん肺にかかるため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなつた日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当することとした場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

三 一年を通じて船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金に係る平均賃金に相当する額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて算定する額とする。

四 前三号に定めるもののほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当ないと認められる場合には、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて算定する額とする。

五 平均賃金に相当する額又は前各号に定めるところによつて算定された額（以下この号において「平均賃金相当額」という。）が四千八百六十円（当該額が次項及び第三項の規定により変更されたときは、当該変更された額。以下「自動変更対象額」という。）に満たない場合には、自動変更対象額とする。ただし、次のイからニまでに掲げる場合において同じ。が平成六年四月一日から始まる年度（この項及び次項の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至

げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している子と別居することとなつたもの（配偶者がないものに限る。）イ 当該子が要介護状態にあり、引き続き当身体上若しくは精神上の障害により、二週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。以下この条及び次条において同じ。）に別居する域において介護を受けなければならないことと。

ロ 当該子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る。）が学校等に在学し、保育所若しくは幼稚園に通い、又は職業訓練を受けていること。

ハ その他当該子が労働者と同居できないと認められるイ又はロに類する事情

三 転任に伴い、当該転任の直前の住居と就業場所との間を日々往復することが当該往復の距離等を考慮して困難となつたため住居を移転した労働者であつて、次のいずれかに掲げるやむを得ない事情により、当該転任の直前の住居に居住している当該労働者の父母又は親族（要介護状態にあり、かつ、当該労働者が介護していた父母又は親族に限る。）と別居することとなつたもの（配偶者及び子がないものに限る。）

イ 当該父母又は親族が、引き続一日用品の購入その他これに類する労働者

四 その他前三号に類する労働者

五 日常生活上必要な行為

二 職業訓練（職業訓練）

三 選挙権の行使その他これに準ずる行為

四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他の行為

五 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第一項及び第二項に規定する期間中に業務外の事由による負傷又は疾病的療養のために休業した労働者の同条の平均賃金（以下「平均賃金」という。）に相当する額が、当該休業した期間を同条第三項第一号に規定する期間とみなして算定することとした場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

二 じん肺にかかることにより保険給付を受けることとなつた労働者の平均賃金に相当する額が、じん肺にかかるため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなつた日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

三 一年を通じて船員法（昭和二十二年法律第二百号）第一条に規定する船員として船舶所有者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三条に規定する場合にあつては、同条の規定により船舶所有者とされる者）に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと、船舶の就航区域、船積貨物の種類等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金に係る平均賃金に相当する額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて算定する額とする。

四 前三号に定めるもののほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当ないと認められる場合には、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従つて算定する額とする。

五 平均賃金に相当する額又は前各号に定めるところによつて算定された額（以下この号において「平均賃金相当額」という。）が四千八百六十円（当該額が次項及び第三項の規定により変更されたときは、当該変更された額。以下「自動変更対象額」という。）に満たない場合には、自動変更対象額とする。ただし、次のイからニまでに掲げる場合において同じ。が平成六年四月一日から始まる年度（この項及び次項の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至

つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

4 厚生労働大臣は、前二項の規定により自動変更対象額を変更するときは、当該変更する年度の七月三十一日までに当該変更された自動変更対象額を告示するものとする。

第九条の二 法第八条第三項の厚生労働省令で定められたる者による保険給付の対象

(複数事業労働者に係る保険給付の対象)

第九条の二 法第八条第三項の厚生労働省令で定められたる者による保険給付の対象

(複数事業労働者に係る保険給付の対象)

(複数事業労働者による保険給付の対象)

(複数事業労働者による保険給付の対象)

(複数事業労働者による保険給付の対象)

(複数事業労働者による保険給付の対象)

(複数事業労働者による保険給付の対象)

(複数事業労働者による保険給付の対象)

(複数事業労働者による保険給付の対象)

(複数事業労働者による保険給付の対象)

第九条の三 法第八条の二第二項第一号(法第八条の三第二項において準用する場合を含む)の厚生労働省令で定めたる年齢階層(年齢階層)

(休業補償給付等に係る平均給与額の算定)

第九条の二の三 法第八条の二第一項第二号の平均給与額は、毎月勤労統計における労働者一人当たりの毎月きまつて支給する給与の同号の四(年齢階層)

(年齢階層)

五歳未満、二十五歳以上三十歳未満、三十歳以上三十五歳未満、三十五歳以上四十歳未満、四十歳以上四十五歳未満、四十五歳以上五十歳未満、五十歳以上五十五歳未満、五十五歳以上六十歳未満、六十歳以上六十五歳未満、六十五歳以上七十歳未満及び七十歳以上の年齢階層とする。

(最低限度額及び最高限度額の算定方法等)

第九条の四 法第八条の二第二項第一号の厚生労働大臣が定める額(以下この条において「最低限度額」という。)は、厚生労働省において作成する賃金構造基本統計(以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」という。)の常用労働者(賃金構造基本統計調査規則(昭和三十九年労働省令第八号)第四条第一項に規定する事業所(国又は地方公共団体の事業所以外の事業所に限る。)に雇用される常用労働者をいう。以下この項及び第四項において「常用労働者」という。)について、前条に規定する年齢階層(以下この条において「年齢階層」という。)ごとに求めた次の各号に掲げる額の合算額を、賃金構造基本統計を作成するための調査の行われた月の属する年度における被災労働者(年金たる保険給付(遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を除く。)を受けべき労働者及び遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を支給すべき事由に係る労働者をいう。以下この項において同じ。)の数で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。)に満たない場合は、当該三十で除して得た額を当該年齢階層に係る最高限度額とする。

5 六十五歳以上七十歳未満の年齢階層に係る最低限度額及び最高限度額についての第一項(第

三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第一項中「厚生労働省において作成する賃金構造基本統計(以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」という。)の常用労働者」とあるのは「常用労働者等」と、「常用労働者をいう」とあるのは「常用労働者(以下この項及び第四項において「常用労働者」という。)及び常用労働者以外の者であつて、六十五歳以上のものをいう」と、「この項において同じ」と、「賃金構造基本統計」を成する賃金構造基本統計(以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」とあるのは「この項において同じ」と、「賃金構造基本統計」を成す賃金構造基本統計(以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」とあるのは「常用労働者等であつて男性である者(「常用労働者」という。)を、その受けている賃金構成基本統計の調査の結果による一月当たりのきまつて支給する現金給与額(以下この条において「賃金月額」という。)の高低に従い、二十の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する男性労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを三十で除して得た額に、被災労働者であつて男性である者の数を乗じて得た額(うち最も低い賃金月額に係る階層に属する男性労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを三十で除して得た額に、被災労働者であつて女性である者の数を乗じて得た額)と、女性労働者として、同号の規定の例により算定して得た額

4 前項において準用する第一項の規定により算定して得た額が、常用労働者を、その受けている賃金月額の高低に従い、四の階層に区分し、その区分された階層のうち最も高い賃金月額に係る階層の直近下位の」と読み替えるものとする。

5 六十五歳以上七十歳未満の年齢階層に係る最低限度額及び最高限度額

5 六十五歳以上七十歳未満の年齢階層に係る最低限度額及び最高限度額についての第一項(第

三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第一項中「厚生労働省において作成する賃金構造基本統計(以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」という。)の常用労働者」とあるのは「常用労働者等」と、「常用労働者をいう」とあるのは「常用労働者(以下この項及び第四項において「常用労働者」という。)及び常用労働者以外の者であつて、六十五歳以上のものをいう」と、「この項において同じ」と、「賃金構造基本統計」を成す賃金構造基本統計(以下この項及び第七項において「賃金構造基本統計」とあるのは「常用労働者等であつて男性である者(「常用労働者」という。)を、その受けている賃金構成基本統計の調査の結果による一月当たりのきまつて支給する現金給与額(以下この条において「賃金月額」という。)の高低に従い、二十の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する男性労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを三十で除して得た額に、被災労働者であつて男性である者の数を乗じて得た額(うち最も低い賃金月額に係る階層に属する男性労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを三十で除して得た額に、被災労働者であつて女性である者の数を乗じて得た額)と、女性労働者として、同号の規定の例により算定して得た額

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

6 前項の規定により算定して得た額が、自動変

更対象額に満たない場合は、自動変更対象額を

告示するものとする。

7 厚生労働大臣は、毎年、その年の八月一日から翌年の七月三十一日までの間に支給すべき事

由が生じた休業補償給付、複数事業労働者休業

給付若しくは休業給付又はその年の八月から翌

年の七月までの月分の年金たる保険給付の額

算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る最

低限度額及び最高限度額を、当該八月の属する

年金たる保険給付等に係る平均給与額の算定

を当該変更が行われなかつたものとした場合に得られる当該十二月分の平均定期給与額の合計額で除して得た率（以下この項において「補正率」という。）を当該変更が行われた月より前の各月の月分の平均定期給与額に乘じて得た額を当該変更が行われた月より前の各月の月分の平均定期給与額とみなして前項本文の規定を適用したときに得られる同項本文の合計額によるものとし、当該変更が行われた月の属する年度により前の年度の同号の平均給与額は同項の規定により算定した平均給与額（同号の平均給与額がこの項の規定により算定した額によるものとされた場合については、当該算定した額）に補正率を乗じて得た額によるものとする。
第十一条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三百三十号）。以下この項及び第二十一条の二第一項第六号ロにおいて「昭和四十年改正法」という。附則第四十三条第一項、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四八年法律第八十五号）。以下この項及び第二十一条の二第一項第六号ロにおいて「昭和四八年改正法」という。附則第五条第一項又は雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和四八年法律第八十五号）。以下この項及び第二十一条の二第一項第六号ロにおいて「令和二年改正法」という。附則第七条第一項に規定する遺族が、法第十二条の規定により未支給の遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けるべき順位は、昭和四十年改正法附則第四十三条第二項（昭和四八年改正法附則第五条第二項及び令和二年改正法附則第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による順序による。

2

法第十二条第一項又は第二項の規定により未支給の保険給付の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 死亡した受給権者の氏名及び死亡の年月日（死亡した労働者）との関係
- 二 請求人の氏名、住所及び死亡した受給権者（未支給の保険給付が遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金であるときは、死亡した労働者）との関係
- 三 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

二 未支給の保険給付が遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金以外の保険給付であるときは、次に掲げる書類。
イ 請求人と死亡した受給権者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本
ロ 請求人が死亡した受給権者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を証明することができる書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付である場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けたことができるときは、この限りでない。）
ハ 請求人が死亡した受給権者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付である場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けたことができるときは、この限りでない。）
二 未支給の保険給付が遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金であるときは、次に掲げる書類その他の資料

は、次に掲げる書類その他の資料

イ 請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（請求人が障害の状態にあることにより遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族であるとき、かかる医師又は歯科医師の診断書その他の資料）

ロ 請求人の氏名、住所及び死亡した受給権者（未支給の保険給付が遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金であるときは、死亡した労働者）との関係

三 未支給の保険給付の種類

前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 死亡した受給権者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付である場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 未支給の保険給付が遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金以外の保険給付である場合は、次に掲げる書類

イ 請求人と死亡した受給権者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（請求人が死亡した受給権者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を証明することができる書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付である場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けたことができるときは、この限りでない。）
ハ 請求人が死亡した受給権者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類（未支給の保険給付が年金たる保険給付である場合であつて、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けたことができるときは、この限りでない。）
二 未支給の保険給付が遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金であるときは、次に掲げる書類その他の資料

イ 請求人と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（請求人が障害の状態にあることにより遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族であるとき、かかる医師又は歯科医師の診断書その他の資料）

ロ 請求人の氏名、住所及び死亡した受給権者（未支給の保険給付が遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金であるときは、死亡した労働者）との関係

三 未支給の保険給付の種類

前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

二 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の受給権者が、同一の事由による同順位の遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の受給権者の死亡に伴う当該遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済すべき者であるとき。

二 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受けることができる遺族であるときは、その者が労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にあることを証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、当該療養の給付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、当該療養の給付を受けようとする第十一條第一項の病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者（以下「指定病院等」という。）を経由して所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

二 労働者の氏名、生年月日及び住所

三 事業の名称及び事業場の所在地

四 災害の原因及び発生状況

五 療養の給付を受けようとする指定病院等の 名称及び所在地	2
六 労働者が複数事業労働者（第五条に規定す る労働者を含む。以下同じ。）である場合は、そ その旨	3
前項第三号及び第四号に掲げる事項について は、事業主（法第七条第一項第一号又は第二号 に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が発生し た事業場以外の事業場（以下「非災害発生事業 場」という。）の事業主を除く。次条第二項に おいて同じ。）の証明を受けなければならない。	4
療養補償給付たる療養の給付を受ける労働者 は、当該療養の給付を受ける指定病院等を変更 しようとするときは、次に掲げる事項を記載し た届書を、新たに当該療養の給付を受けようと する指定病院等を経由して所轄労働基準監督署 長に提出しなければならない。	5
一 労働者の氏名、生年月日及び住所	1
二 事業の名称及び事業場の所在地	2
三 負傷又は発病の年月日	3
四 災害の原因及び発生状況	4
五 療養の給付を受けていた指定病院等及び新 たに療養の給付を受けようとする指定病院等 の名称及び所在地	5
第六条の二 療養補償給付たる療養の費用の支 給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記 載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出 しなければならない。	6
一 労働者の氏名、生年月日及び住所	1
二 事業の名称及び事業場の所在地	2
三 災害の原因及び発生状況	3
四 傷病名及び療養の内容	4
五 療養に要した費用の額	5
六 療養の給付を受けなかつた理由	6
八 労働者が複数事業労働者である場合は、そ の旨	7
前項第三号及び第四号に掲げる事項について は事業主の証明を、同項第五号及び第六号に掲 げる事項については医師その他の診療、薬剤の 手当又は訪問看護を担当した者（以下「診療担 当者」という。）の証明を受けなければなら ない。ただし、看護（病院又は診療所の労 働者が提供するもの及び訪問看護を除く。以下 に拘置されている場合若しくは留置施設に留 置されている場合若しくは拘留の刑の執行のため は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十 一号）の規定による国民年金の被保険者の資 格（以下「厚生年金保険等の被保険者資格」 といふ。）の有無	8

同じ。）又は移送に要した費用の額については、 この限りでない。	3
前項第六号の額が看護又は移送に要した費 用の額を含むものであるときは、当該費用の額 を証明することができる書類を、同項の請求書 に添えなければならない。	4
（傷病補償年金の受給権者の療養補償給付の請 求）	5
第一項第六号の額が看護又は移送に要した費 用の額を含むものであるときは、当該費用の額 を証明することができる書類を、同項の請求書 に添えなければならない。	6
（休業補償給付の請求）	7
第一項第六号の額が看護又は移送に要した費 用の額を含むものであるときは、当該費用の額 を証明することができる書類を、同項の請求書 に添えなければならない。	8
（休業補償給付を行わない場合）	9
第一項第六号の額が看護又は移送に要した費 用の額を含むものであるときは、当該費用の額 を証明することができる書類を、同項の請求書 に添えなければならない。	10
（休業の期間、療養の期間、傷病名及び傷病 の経過）	11
第一項第六号の額が看護又は移送に要した費 用の額を含むものであるときは、当該費用の額 を証明することができる書類を、同項の請求書 に添えなければならない。	12
（障害等級）	13
左の各号に掲げる場合には、前二項の規定に よる障害等級をそれぞれ当該各号に掲げる等級 だけ繰り上げた障害等級による。ただし、本規 定による障害等級が第八級以下である場合 において、各の身体障害の該当する障害等級に 応ずる障害補償給付の額の合算額が本文の規定	14

（休業補償給付を行わない場合）	1
第一項第六号の額が看護又は移送に要した費 用の額を含むものであるときは、当該費用の額 を証明することができる書類を、同項の請求書 に添えなければならない。	2
（休業の期間、療養の期間、傷病名及び傷病 の経過）	3
第一項第六号の額が看護又は移送に要した費 用の額を含むものであるときは、当該費用の額 を証明することができる書類を、同項の請求書 に添えなければならない。	4
（障害等級）	5
左の各号に掲げる場合には、前二項の規定に よる障害等級をそれぞれ当該各号に掲げる等級 だけ繰り上げた障害等級による。ただし、本規 定による障害等級が第八級以下である場合 において、各の身体障害の該当する障害等級に 応ずる障害補償給付の額の合算額が本文の規定	6

（休業補償給付を行わない場合）	1
第一項第六号の額が看護又は移送に要した費 用の額を含むものであるときは、当該費用の額 を証明することができる書類を、同項の請求書 に添えなければならない。	2
（休業の期間、療養の期間、傷病名及び傷病 の経過）	3
第一項第六号の額が看護又は移送に要した費 用の額を含むものであるときは、当該費用の額 を証明することができる書類を、同項の請求書 に添えなければならない。	4
（障害等級）	5
左の各号に掲げる場合には、前二項の規定に よる障害等級をそれぞれ当該各号に掲げる等級 だけ繰り上げた障害等級による。ただし、本規 定による障害等級が第八級以下である場合 において、各の身体障害の該当する障害等級に 応ずる障害補償給付の額の合算額が本文の規定	6

八 遺族補償年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項イ 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座として、公金受取口座を利用することを希望する者以外の者 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

九 死亡した労働者が複数事業労働者である場合は、その旨

二 前項第四号から第六号の二までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項については死亡の年月日を除き、同項第六号の二に掲げる事項については厚生年金保険の被保険者の資格の有無に限り、死亡した複数事業労働者に係る非災害発生事業場の事業主にあつては、同項第六号及び第六号の二に掲げる事項に限る。）については、事業主の証明を受けなければならない。ただし、死亡した労働者が傷病補償年金を受けていた者であるときは、この限りでない。

三 第一項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一 労働者の死亡に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十五回）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）に提出した死亡診断書、死体検査書若しくは検視調書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類

二 請求人及び第一項第二号の遺族が死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三 請求人又は第一項第二号の遺族が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を証明することができる書類

（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含むことにより、当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報を提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四 請求人及び第一項第二号の遺族（労働者の死亡の当时胎児であった子を除く。）が死亡した労働者の収入によって生計を維持していることを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報を提供を受けることができるときは、この限りでない。）

五 請求人及び第一項第二号の遺族のうち、前条に規定する障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族であるその他の資料

六 第一項第二号の遺族のうち、請求人と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報を提供を受けることができるときは、この限りでない。）

七 前条に規定する障害の状態にある妻にあつては、労働者の死亡の時以後その障害の状態にあつたこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなつた時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料

八 第一項第七号に規定する場合に該当するときにおいては、当該厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額を証明することができる書類

第十五条の三 労働者の死亡の当时胎児であった者は、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族補償年金の支給の決定を受けた後に遺族補償年金の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 死亡した労働者の氏名及び生年月日

二 請求人の氏名 生年月日、住所、個人番号及び死亡した労働者との関係

三 請求人と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名

四 遺族補償年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項イ 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座として、公金受取口座を利用することを希望する者以外の者 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

五 請求人及び第一項第二号の遺族のうち、前条に規定する障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族であるその他の資料

六 第一項第三号の遺族のうち、第十五条に規定する障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族である者の戸籍の謄本又は抄本

七 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 請求人及び前項第三号の遺族と死亡した労働者の身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二 前項第三号の遺族のうち、第十五条に規定する障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族である者の戸籍の謄本又は抄本

三 前項第三号の遺族については、その者が請求人と生計を同じくしていることを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報を提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四 遺族補償年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項イ 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用することを希望する者以外の者 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

五 請求人及び第一項第三号の遺族のうち、前条に規定する障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族であるその他の資料を添えなければならない。

一 請求人及び前項第三号の遺族と死亡した労働者の身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 請求人及び前項第三号の遺族のうち、第十五条に規定する障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族である者の戸籍の謄本又は抄本

二 請求人及び前項第三号の遺族のうち、第十五条に規定する障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族である者の戸籍の謄本又は抄本

三 前項第三号の遺族については、その者が請求人と生計を同じくしていることを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報を提供を受けることができるときは、この限りでない。）

四 遺族補償年金の支給を受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項イ 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用しようとする者 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する預貯金口座として、公金受取口座を利用することを希望する者以外の者 当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該遺族補償年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

五 請求人及び第一項第三号の遺族のうち、前条に規定する障害の状態にあることにより遺族補償年金を受けることができる遺族であるその他の資料を添えなければならない。

一 請求人及び前項第三号の遺族と死亡した労働者の身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならない。

一 請求人及び前項第三号の遺族のうち、第十五条の四 法第十六条の四第一項後段（法第十六条の九第五項において準用する場合を含む。）又は法第十六条の五第一項後段の規定による者に適用される場合は、これらは、そこのうち一人を、遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむをえない事情のため代表者を選任することができないときは、この限りでない。

二 前項の規定により代表者を選任し、又はその旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。この場合には、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(所在不明による支給停止の申請)
第十五条の六 法第十六条の五第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、所轄労働基準監督署長に提出することによって行なわなければならない。
 一 申請人が所在不明者の氏名、最後の住所及び所在不明となつた年月日
 二 申請人の氏名及び住所
 三 申請人が所在不明者と同順位者であるときは、申請人の年金証書の番号
 以上明らかでないことを証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
 (所在不明による支給停止の解除の申請)
第十五条の七 法第十六条の五第二項の規定による申請は、申請書及び年金証書を、所轄労働基準監督署長に提出することによつて行なわなければならない。

第十六条 遺族補償一時金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一 死亡した労働者の氏名及び生年月日
 二 請求人の氏名、生年月日、住所及び死亡した労働者との関係
 三 法第十六条の六第一項第一号の場合にあつては、次に掲げる事項
 イ 事業の名称及び事業場の所在地
 ロ 負傷又は発病及び死亡の年月日
 ハ 災害の原因及び発生状況
 ニ 平均賃金
 ホ 死亡した労働者が複数事業労働者である場合は、その旨
 ニに掲げる事項に限る。)については、事業主の証明を受けなければならない。ただし、死亡した労働者が傷病補償年金を受けていた者であるときは、この限りでない。
 3 第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 所在不明者の氏名、最後の住所及び所在不明となるときは、この限りでない。
 二 死亡した労働者が複数事業労働者である場合は、その旨

一 請求人が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事實を証明することができる書類
 2 前項の申請書には、所在不明者の所在が一年以上明らかでないことを証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
 (葬祭料の請求)
第十七条 葬祭料の額は、三十一万五千円に給付基礎日額(法第八条第一項の算定期由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後に当該葬祭料を支給すべき事由が生じた場合にあつては、当該葬祭料を法第十六条の六第一項第一号の遺族補償一時金とみなして法第八条の四の規定を適用したときに得られる給付基礎日額に相当する額。以下この条において同じ。)の三十日分を加えた額(その額が給付基礎日額の六十日分に満たない場合には、給付基礎日額の六十日分)とする。

2 (葬祭料の請求)
第十八条 法第十二条の八第三項第二号及び第十八条の二(法第二十条の八第二項において準用する場合を含む。)の障害の程度は、六箇月以上の期間にわたつて存する障害の状態により認定するものとする。
 (傷病等級)
第十九条 法第十二条の八第三項第二号の厚生労働省令で定める傷病等級は、別表第一のとおりとする。
第二十条 法第十二条の八第三項第二号及び第十八条の二(法第二十条の八第二項において準用する場合を含む。)の障害の程度は、六箇月以上の期間にわたつて存する障害の状態により認定するものとする。
 (傷病補償年金の支給の決定等)
第二十一条 業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかつた労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において法第十二条の八第三項各号のいずれにも該当するとき、又は同日後同項各号のいずれにも該当することとなつたときは、所轄労働基準監督署長は、当該労働者について傷病補償年金の支給の決定をしなければならない。

2 所轄労働基準監督署長は、業務上の事由により負傷し、又は疾病にかかつた労働者の当該負傷又は疾病が療養の開始後一年六箇月を経過した日において治つていいときは、同日以後一箇月以内に、当該労働者から次に掲げる事項を記載した届書を提出させるものとする。前項の決定を行うため必要があると認めるときも、同様とする。

3 (傷病補償年金の支給)
第二十二条 前項の届書には、届書を提出するときにおける傷病の状態の立証に關し必要な医師又は歯科医師の診断書その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号記号番号又は当該傷病補償年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

六 労働者が複数事業労働者である場合は、その旨の届書には、届書を提出するときにおける傷病の状態の立証に關し必要な医師又は歯科医師の診断書その他の資料を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号記号番号又は当該傷病補償年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

五 傷病補償年金の支給並びにその年金が支給されることとなつた年月日
 2 前項第四号から第六号までに掲げる事項(死亡の年月日を除き、死亡した複数事業労働者に係る非災害発生事業場の事業主にあつては、同号に掲げる事項に限る。)については、事業主の証明を受けなければならない。ただし、死亡した労働者が傷病補償年金を受けていた者であるときは、この限りでない。
 3 第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 労働者の氏名、生年月日、住所及び個人番号
 二 傷病の名称、部位及び状態
 三 負傷又は発病の日における厚生年金保険等の被保険者資格の有無
 四 同一の事由により厚生年金保険の障害厚生年金等が支給される場合にあつては、その年

金の種類及び支給額並びにその年金が支給されることとなつた年月日
 五 傷病補償年金の払渡しを受けることとなる場合において、次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 当該傷病補償年金の払渡しを受けることを希望する預貯口座として、公金受取口座を利用しようとする者 当該傷病補償年金の払渡しを受けることを希望する金融機関の名称及び当該払渡しに係る預金通帳の記号番号又は当該傷病補償年金の払渡しを受けることを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称

六 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の規定による特別養護老人ホームの厚生労働大臣が定める施設は、次の各号のとおりとする。
 一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の規定による特別養護老人ホームの厚生労働大臣が定める施設

二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第三十九条に規定する

者（次項において準用する第十五条の三第一項又は第三項において準用する第十五条の四第一項の規定に該当する者を除く。）について準用する。この場合において、第十五条の二第一項の三の十一第三項において準用する第十五条の四第一項と、同項第五号中「原因」とあるのは「要因」とあるのは「第十八条の三の十一第二項において準用する次条第一項又は第十八条の三の十一第三項において準用する第十五条の四第一項」と、同項第五号中「原因」とあるのは「要因」と、同条第一項中「前項第四号から第六号の二までに掲げる事項（同項第四号に掲げる事項については死亡の年月日を除き、同項第六号の二に掲げる事項については厚生年金保険の被保険者の資格の有無に限り、死亡した複数事業労働者に係る非災害発生事業場の事業主にあつては、同項第六号及び第六号の二に掲げる事項に限る。）」とあるのは「第十八条の三の十一第一項において準用する前項第六号及び第六号の二に掲げる事項（同号に掲げる事項については厚生年金保険の被保険者の資格の有無に限る。）」と、「傷病補償年金」とあるのは「複数事業労働者傷病年金」と、同条第三項中「第一項の請求書」とあるのは「第十八条の三の十一第一項において準用する第一項第二号の遺族」と、同項第五号中「遺族年金」とあるのは「複数事業労働者遺族年金」と、同項第六号中「第一項第二号の遺族」とあるのは「第十八条の三の八条の三の十一第一項において準用する第一項第二号の遺族」と、同項第八号中「第一項第七号」とあるのは「第十八条の三の十一第一項において準用する第一項第七号」と読み替えるものとする。

「複数事業労働者遺族年金」と読み替えるものとする。

(法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の九第五項において準用する場合を含む。) 又は法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の五第一項後段(法第十六条の九第五項において準用する法第十六条の五第一項後段の規定により新たに複数事業労働者遺族年金の受給権者となつた者について準用する。この場合において、法第十五条の四第一項中「法第十六条の四第一項後段(法第十六条の九第五項において準用する場合を含む。)」又は法第十六条の五第一項後段(法第十六条の六第三項において準用する法第十六条の九第五項において準用する場合を含む。)」又は法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の五第一項後段(法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の五第一項後段の規定により新たに複数事業労働者遺族年金の受給権者となつた者について準用する。この場合において、法第十五条の四第一項中「法第十六条の四第一項後段(法第十六条の九第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の五第一項後段(法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の五第一項後段の規定により新たに複数事業労働者遺族年金の受給権者となつた者について準用する。この場合において、法第十五条の四第一項中「法第十六条の四第一項後段(法第十六条の九第五項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「複数事業労働者遺族年金」と、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十八条の三の十一第三項において準用する前項」と、同項第二号中「遺族補償年金」とあるのは、「複数事業労働者遺族年金」と読み替えるものとする。

者遺族一時金の請求及び受領についての代表者の選任及び解任について準用する。この場合において、同条第一項中「遺族補償一時金」とあるのは「複数事業労働者遺族一時金」と、同項第三号中「法第十六条の六第一項第一号」とあるのは「法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の六第一項第一号」と、同号ハ中「原因」とあるのは「要因」と、同条第二項中「前項第三号ロからニまでに掲げる事項(死亡の年月日を除き、死亡した複数事業労働者に係る非災害発生事業場の事業主にあつては、同号ニに掲げる事項に限る。)」とあるのは「第十八条の三の十一において準用する前項第三号ニに掲げる事項」と、「傷病補償年金」とあるのは「複数事業労働者傷病年金」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十八条の三の十二において準用する第一項」と、同項第三号中「法第六条の六第一項第一号」とあるのは「法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の六第一項第二号」と、同項第四号中「法第六条の六第一項第二号」とあるのは「法第二十条の六第三項において準用する法第十六条の六第一項第一号」と、同項第六号中「法第十五条の五」とあるのは「第十八条の三の十一第四項において準用する第十五条の五」と、「遺族補償一時金」とあるのは「複数事業労働者遺族年金」と、同条第四項中「第十五条の五」とあるのは「第十八条の三の十一第一項において準用する第十五条の五」と、「遺族補償一時金」とあるのは「複数事業労働者遺族一時金」と読み替えるものとする。
(複数事業労働者葬祭給付の額)

第十八条の三の十五 (複数事業労働者)

第十八条の三の十五 第十八条の二の規定は複数事業労働者傷病年金の支給の決定等について、第十八条の三の規定は複数事業労働者傷病年金の変更について準用する。この場合において、第十八条の二第一項中「業務上の」とあるのは「二以上の事業の業務を要因とする」と、「法第十二条の八第三項各号」とあるのは「法第二十条の八第一項各号」と、同条第二項中「業務上の」とあるのは「二以上の事業の業務を要因とする」と、「前項」とあるのは「第十八条の三の十五において準用する前項」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第十八条の三の十五において準用する前項」と、同条第四項中「第二項第四号」とあるのは「第十八条の三の十五において準用する第二項第四号」と、「前項」とあるのは「第十八条の三の十五において準用する前項」と、第十八条の三中「法第十八条の二」とあるのは「法第二十条の八第二項において準用する法第十八条の二」と読み替えるものとする。

それ同号イから今までに掲げる就業の場所に係る事業主をいう。以下この項において同じ。)が知り得た場合に限る。)については、事業主の証明(複数事業労働者の通勤災害に係る事業主以外の事業主の証明)については、第十四条の二第一項第五号及び第五号の二に掲げる事項に限る。)を受けなければならぬ。ただし、請求人が傷病年金を受けていた者であるときは、

この限りでない。
第十四条の二第三項及び第四項の規定は、障害給付の請求について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十八条の八第二項」と、同条第四項中「同項」とあるのは「第十八条の八第二項」と、「前項」とあるのは「第十八条の八第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第十四条の三の規定は、障害給付の変更について準用する。この場合において、同条第一項中「法第十五条の二」とあるのは、「法第二十二条の三第三項において準用する法第十五条の二」と読み替えるものとする。

(遺族年金の請求等)
第十八条の九 第十五条の規定は、法第二十二条の四第三項において準用する法第十六条の二第一項第四号及び法別表第一遺族補償年金の項の厚生労働省令で定める障害の状態について準用する。

遺族年金の支給を受けようとする者（次項において準用する第十五条の三第一項又は第十五条の四第一項の規定に該当する者を除く。）は、第十五条の二第一項各号に掲げる事項（第二号及び第八号に掲げる事項については、これらの規定中「遺族補償年金」とあるのは「遺族年金」とする。）及び第十八条の五第一項各号に

掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

は、事業主（同項第二号イからホまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに掲げる就業の場所に係る事業主をいう。以下この項において同じ。）が知り得た場合に限る。）については、事業主の証明（死亡した複数事業労働者の通勤災害に係る事業主以外の事業主の証明にあつては、第十五条の二第一項第六号及び第六号の二に掲げる事項に限る。）を受けるべきではない。そこで、花一レに労働者

が傷病年金を受けていた者であるときは、この限りでない。

第十五条の二第三項及び第十五条の三から第十五条の五までの規定は、遺族年金の請求並びに遺族年金の請求及び受領についての代表者の選任及び解任について準用する。この場合において、第十五条の二第三項中「第一項の請求書」とあるのは「第十八条の九第二項の請求書」と、「第一項第二号の遺族」とあるのは「請求人以外の遺族」年金を受けることができる遺族」と、「前条」とあるのは「第十八条の九第一項において準用する第十五条」と、第十五条の三第二項第二号中「第十五条」とあるのは

に「法第二十二条の第四項において準用する場合」、法第十六条の九第五項」と、「法第十六条の五第一項後段」とあるのは、「法第二十二条の九第一項において準用する場合」、三項において準用する法第十六条の五第一項後段」と、同条第二項第二号中「第十五条」とあるのは、「第十八条の九第一項において準用する第十五条」と読み替えるものとする。

(第十五条の六及び第十五条の七の規定に、遺族年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合における遺族年金の支給停止に係る申請について準用する。この場合において、第十五条の六第一項中「法第十六条の五第一項」とあるのは「法第二十二条の四第三項において準用する法第十六条の五第一項」とあるのは「法第二十二条の四第三項において準用する法第十六条の五第二項」と読み替えるものとする。

(遺族一時金の請求)

第十八条の十 遺族一時金の支給を受けようとす
る者は、法第二十二条の四第三項において準用

する法第十六条の六第一項第一号の場合にあつては第十六条第一項第一号、第二号及び第三号イからニまでに掲げる事項並びに第十八条の五第一項各号に掲げる事項を法第二十二条の四第三項において準用する法第十六条の六第一項第二号の場合にあつては第十六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならぬ。

第十六条第一項第三号ロ及びニに掲げる事項
(死亡の年月日を除く。)並びに第十八条の第五項
一項第一号から第三号までに掲げる事項(同項
第二号イ、又及びホに掲げる住居を離れた年月
日時並びに同号ヘに掲げる当該移動の起きたる
就業の場所における就業終了の年月日時及び當
該就業の場所を離れた年月日時を除き、同項第
一号及び第三号に掲げる事項については、事業
主(同項第二号イからホまでに掲げる場合の区
分に応じ、それぞれ同号イからホまでに掲げる
就業の場所に係る事業主をいう。以下この項に
おいて同じ。)が知り得た場合に限る。)については、事業主の正月(元^ヒとし)に復収事業労働者

の通勤災害に係る事業主以外の被災者(被災者)の賠償問題について、第十六条第三号ニに掲げる事項に限る)を受けなければならない。ただし、死亡した労働者が傷病年金を受けた者であるときは、この限りでない。

第十八条の十一 第十七条の規定は、葬祭給付の額について準用する。
(葬祭給付の請求)

第十七条の二第一項第四号及び第六号に掲げる事項（死亡の年月日を除く。）並びに第十八条の五第一項第一号から第三号までに掲げる事項（同項第二号イ、ニ及びホに掲げる住居を離れた年月日時並びに同号ハに掲げる当該移動の起点たる就業の場所における就業終了の年月日時及び当該就業の場所を離れた年月日時を除き、同項第一号及び第三号に掲げる事項については、事業主（同項第二号イからホまでに掲げ

（傷病年金） 第二十九条第一項と同様のものであるが、**「遺族給付」と読み替えるものとする。**

〔介護給付の額〕
第十八条の十四 第十八条の三の四の規定は、介護給付の額について準用する。この場合において、同条第一項中「障害補償年金又は傷病補償年金」とあるのは「障害年金又は傷病年金」と読み替えるものとする。

第十五条（第十八条の九第一項において準用する場合を含む。）に規定する障害の状態の有無の前項の報告書には、指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したときは、この限りでない。

一 障害補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害年金の受給権者にあっては、その住民票の写し又は戸籍の抄本、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機関保存本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該受給権者に係る特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

二 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の受給権者にあっては、次に掲げる書類

イ 受給権者及び前項第四号の遺族の戸籍の謄本又は抄本

ロ 前項第四号の遺族については、その者が受給権者と生計を同じくしていることを証明することができる書類（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該書類と同一の内容を含む機関保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）

三 第一项第三号に規定する場合に該当するときは、同項の報告書には、前項の書類のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。（年金たる保険給付の受給権者の届出）

四 同一事由により厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等が支給されることとなつた場合

三 同一事由により支給されていた厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額に変更があった場合

四 同一事由により支給されていた厚生年金又は障害年金の受給権者にあっては、その障害程度に変更があつた場合

五 遺族補償年金、複数事業労働者障害年金又は障害年金の受給権者にあっては、その障害程度に変更があつた場合

六 遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金の受給権者にあっては、次に掲げる場合

イ 法第十六条の四第一項（同項第一号及び第五号を除き、法第二十条の六第三項及び第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金又は遺族年金を受ける権利が消滅した場合

ロ 遺族補償年金の受給権者（昭和四十年改正法附則第四十三条第一項に規定する遺族であつて同条第三項の規定により遺族補償年金の支給が停止されているものを除く。）、複数事業労働者遺族年金の受給権者（令和二年改正法附則第七条第一項に規定する遺族であつて同条第二項において準用する昭和四十年改正法附則第五条第一項に規定する遺族であつて同条規定により複数事業労働者遺族年金の支給が停止されているものを除く。）又は遺族年金の受給権者（昭和四十八年改正法附則第四十三条第三項の規定により準用する昭和四十年改正法第二項において準用する昭和四十年改正法附則第五条第一項に規定する遺族）は、同項の報告書には、前項の書類のほか、当該厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等の支給額を証明することができる書類を添えなければならない。ただし、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。（年金たる保険給付の受給権者の届出）

三 同一事由により厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等が支給されることとなつた場合

イ 負傷又は疾病が治った場合

ロ 負傷又は疾病による障害の程度に変更があつた場合

二 前項第一号に規定する場合に該当するときは、同項の届出は、年金たる保険給付の受給権者の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して行うことができる。

三 年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

四 第一项又は前項の届出をする場合には、当該文書に、その事実を証明することができる書類その他の資料を添えなければならない。ただし、第一項の届出について、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む機関保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

五 所轄労働基準監督署長は、前項の規定により提出された書類その他の資料のうち返還を要する書類その他の物件があるときは、遅滞なく、これを返還するものとする。

（年金たる保険給付の払渡希望金融機関等の変更の届出）

六 第二十一条の三 年金たる保険給付の受給権者は、その払渡しを受ける金融機関又は郵便局を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、払渡しを受ける預貯金口座として公金受取口座を現に利用する者が、口座登録法第四条第一項又は第五条第二項の規定により当該公金受取口座を変更したときは、この限りでない。

七 法第十六条の三第四項（第一号を除くものとし、法第二十条の六第三項及び第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当するに至つた場合

二 受給権者の氏名、住所及び個人番号の通知を受けた場合並びに新たに個人番号の通知をばならない。

三 同一事由により厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等があつた場合

四 同一事由により厚生年金保険の障害厚生年金等又は厚生年金保険の遺族厚生年金等が支給されることとなつた場合

五 同一事由により支給されていた厚生年金又は傷病年金の受給権者にあっては、次に掲げる者が、当該払渡しを受ける預金口座として

六 同一事由により支給されていた厚生年金又は傷病年金の受給権者にあっては、次に掲げる者が、当該払渡しを受ける預金口座として

三 同一事由により支給されていた厚生年金又は傷病年金の受給権者にあっては、次に掲げる者が、当該払渡しを受ける預金口座として

四 労働者の負傷若しくは発病又は死亡の年月日

当該公金受取口座を利用しないことを希望する場合（口座登録法第七条第一項の規定により当該公金受取口座の登録を抹消した場合を含む。以下この号において同じ。）にあつては、その旨を含む。新たに年金たる保険給付の払渡しを希望することを希望する郵便貯金銀行の営業所若しくは郵便局の名称（払渡しを受ける貯金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける預金口座として

二 前項第一号に規定する場合に該当するときは、同項の届出は、年金たる保険給付の受給権者の住所を管轄する労働基準監督署長を経由して行うことができる。

三 年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

四 第一项又は前項の届出について、厚生労働大臣が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む機関保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

五 第二十三条 保険給付の原因である事故が第三者の行為によつて生じたときは、保険給付を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからぬときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。（第三者の行為による災害についての届出）

六 第二十三条 保険給付を受けるべき者が、事故のためみずから保険給付の請求その他の手続を行なうことができるようになります。事業主は、その手続を行うことができるようになります。事業主の助力等）

七 第二十三条 事業主は、保険給付を受けるべき者から保険給付を受けるために必要な証明を求められたときは、すみやかに証明をしなければならない。（事業主の意見申出）

八 第二十三条の二 事業主は、当該事業主の事業に係る業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害に関する保険給付の請求について、所轄労働基準監督署長に意見を申し出ることができる。（事業主の意見申出）

九 第二十三条の二 事業主は、当該公金受取口座を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。ただし、払渡しを受ける預貯金口座として公金受取口座を現に利用する者が、口座登録法第四条第一項又は第五条第二項の規定により当該公金受取口座を変更したときは、この限りでない。

十 第二十三条の二 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地に係る預金通帳の記号番号（払渡しを受ける預金口座として公金受取口座を現に利用する者が、当該払渡しを受ける預金口座として

五 事業主の意見

第三章の二 社会復帰促進等事業
(法第二十九条第一項第一号に掲げる事業)

第二十四条 法第二十九条第一項第一号に掲げる事業として、義肢等補装具費の支給、外科後処置、労災はり・きゆう施術特別援護措置、アフターケア、アフターケア通院費の支給、振動障害者社会復帰護金の支給及び頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護を行ふものとする。

義肢等補装具費
義肢、器具、車椅子その他の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものとして厚生労働省労働基準局長が定めるもの購入又は修理に要した費用は、次に掲げる者に対して、義肢等補装具費として支給するものとする。

一 障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付の支給を受けると見込まれる者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者
二 障害補償給付、複数事業労働者障害給付又は障害給付の支給を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者
三 その他前二号に掲げる者に類するものとして厚生労働省労働基準局長が定める者
四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 その他厚生労働省労働基準局長が定める

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百二〇

一百二一

一百二二

一百二三

一百二四

一百二五

一百二六

一百二七

一百二八

一百二九

一百三〇

一百三一

一百三二

一百三三

一百三四

一百三五

一百三六

一百三七

一百三八

一百三九

一百四〇

一百四一

一百四二

一百四三

一百四四

一百四五

一百四六

一百四七

一百四八

一百四九

一百五〇

一百五一

一百五二

一百五三

一百五四

一百五五

一百五六

一百五七

一百五八

一百五九

一百六〇

一百六一

一百六二

一百六三

一百六四

一百六五

一百六六

一百六七

一百六八

一百六九

一百七〇

一百七一

一百七二

一百七三

一百七四

一百七五

一百七六

一百七七

一百七八

一百七九

一百八〇

一百八一

一百八二

一百八三

一百八四

一百八五

一百八六

一百八七

一百八八

一百八九

一百九〇

一百九一

一百九二

一百九三

一百九四

一百九五

一百九六

一百九七

一百九八

一百九九

一百九〇〇

一百九〇一

一百九〇二

一百九〇三

一百九〇四

一百九〇五

一百九〇六

一百九〇七

一百九〇八

一百九〇九

一百九〇一〇

一百九〇一一

一百九〇一二

一百九〇一二〇

一百九〇一三

一百九〇一四

一百九〇一五

一百九〇一六

一百九〇一七

一百九〇一八

一百九〇一九

一百九〇二〇

一百九〇二一

一百九〇二二

一百九〇二三

一百九〇二四

一百九〇二五

一百九〇二六

一百九〇二七

一百九〇二八

一百九〇二九

一百九〇二一〇

一百九〇二一一

一百九〇二一二

一百九〇二一三

一百九〇二一四

一百九〇二一五

一百九〇二一六

一百九〇二一七

一百九〇二一八

一百九〇二一九

一百九〇二二〇

一百九〇二二一

一百九〇二二二

一百九〇二二三

一百九〇二二四

一百九〇二二五

一百九〇二二六

一百九〇二二七

一百九〇二二八

一百九〇二二九

一百九〇二二一〇

一百九〇二二一一

一百九〇二二一二

一百九〇二二一三

一百九〇二二一四

一百九〇二二一五

一百九〇二二一六

一百九〇二二一七

一百九〇二二一八

一百九〇二二一九

一百九〇二二一〇

一百九〇二二一一

一百九〇二二一二

一百九〇二二一三

一百九〇二二一四

一百九〇二二一五

一百九〇二二一六

一百九〇二二一七

一百九〇二二一八

一百九〇二二一九

第一条に規定する特定受託事業者（以下「特定受託事業者」という。）が同条第五項に規定する業務委託事業者（以下単に「業務委託事業者」という。）から同条第三項に規定する業務委託を受けて行う事業（以下「特定受託事業」という。）又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの。

第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一 農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業

イ 厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみづばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 動力により駆動される機械を使用する作業

(2) 高さが一メートル以上の箇所における作業

(3) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百八十八号）別表第六第七号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

(4) 農薬の散布の作業

(5) 牛、馬又は豚に接触し、又は接觸するおそれのある作業

ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

二 国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち次に掲げるもの

イ 求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業

ロ 求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であつて、事業主又は事業主の団体に委託されるもの（厚生労働大臣が定めるものに限る。）として行われる作業

三 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項の家内労働者又は同条第四項の補助者が行う作業のうち次に掲げるもの

イ ブレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用

して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業

ハ 労働安全衛生法施行令別表第六号の有機溶剤若しくは有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第二号の有機溶剤含有物又は特定化學物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第二条第一項第三号の特別有機溶剤等を用いて行う作業であつて、化學物質製、皮製若しくは布製の履物、鞄、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミント又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの

二 じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第三号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第四第六号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行つた物の焼成の作業であつて陶磁器の製造に係るもの

三 所轄都道府県労働局長は、第一項の規定による申請に係る法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者の従事する業務が特定業務である場合であつて、その者の業務歴を考慮し特に必要があると認めるときは、第一項の規定による申請をした事業主から、その者についての所轄都道府県労働局長が指定する病院又は診療所の医師による健康診断の結果を証明する書類その他必要な書類を所轄労働基準監督署長を経由して提出させるものとする。

四 所轄都道府県労働局長は、第一項の規定による申請に係る法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者の従事する業務が特定業務である場合であつて、その旨を当該事業主に通知しなければならない。当該申請につき承認しないこととしたときも、同様とする。

五 法第三十四条第一項の承認を受けた事業主は、第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合は、所轄都道府県労働局長が指定する者に新たに該当するに至つた者若しくはこれらに新たに該当するに至つた者が生じた場合に、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

六 席、劇場等における音楽、芸能その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

七 アニメーションの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

八 情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。）の設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウエブページの設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

九 一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 申請に係る事業の労働保険番号及び名称並びに事業場の所在地

三 法第三十三条第一号及び第一号に掲げる者の氏名、その者が從事する業務の内容並びに

四 労働保険事務組合に、労働保険事務の処理を委託した日

五 前項第四号に掲げる事項については、労働保険事務組合の証明を受けなければならない。

六 同条第二号に掲げる者の当該事業主との関係

七 第三項の規定は、前項の規定により法第三十条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出を行う場合に、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

八 第四項の規定は、第六項の規定による法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出に係る者の届出に係る文書」とあるのは、「第一項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書」と読み替えるものとする。

九 第四項の規定は、第六項の規定による法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出に係る者の届出に係る文書」と読み替えるものとする。

一〇 第四項の規定による申請」とあるのは、「第六項の規定による届出」と読み替えるものとする。

一一 第四項の規定による申請」とあるのは、「第六項の規定による届出」と読み替えるものとする。

一二 第四項の規定による申請」とあるのは、「第六項の規定による届出」と読み替えるものとする。

一三 日常生活を円滑に営むことができるようになるための必要な援助として行われる作業であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第

一 じん肺法第一条第一項第三号の粉じん作業で

あつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの

二 労働基準法施行規則別表第一の二第三号の身体に振動を与える業務

三 労働安全衛生法施行令別表第四の鉛業務の有機溶剤中毒予防規則第一項第六号の有機溶剤業務又は特定化學物質障害予防規則第二条の二第一号の特別有機溶剤業務

四 所轄都道府県労働局長は、第一項の規定による申請に係る法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者の従事する業務が特定業務である場合であつて、その者の業務歴を考慮し特に必要があると認めるときは、第一項の規定による申請をした事業主から、その者についての所轄都道府県労働局長が指定する病院又は診療所の医師による健康診断の結果を証明する書類その他必要な書類を所轄労働基準監督署長を経由して提出させるものとする。

五 所轄都道府県労働局長は、第一項の規定によると認めるときは、第一項の規定による申請をした事業主から、その者についての所轄都道府県労働局長が指定する病院又は診療所の医師による健康診断の結果を証明する書類その他必要な書類を所轄労働基準監督署長を経由して提出させるものとする。

六 席、劇場等における音楽、芸能その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

七 アニメーションの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

八 情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。）の設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウエブページの設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

九 一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 申請に係る事業の労働保険番号及び名称並びに事業場の所在地

三 法第三十三条第一号及び第一号に掲げる者の氏名、その者が從事する業務の内容並びに

四 労働保険事務組合に、労働保険事務の処理を委託した日

五 前項第四号に掲げる事項については、労働保険事務組合の証明を受けなければならない。

六 同条第二号に掲げる者の当該事業主との関係

七 第三項の規定は、前項の規定により法第三十条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出を行う場合に、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。

八 第四項の規定は、第六項の規定による法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出に係る者の届出に係る文書」とあるのは、「第一項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書」と読み替えるものとする。

九 第四項の規定は、第六項の規定による法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出に係る者の届出に係る文書」と読み替えるものとする。

一〇 第四項の規定による申請」とあるのは、「第六項の規定による届出」と読み替えるものとする。

一一 第四項の規定による申請」とあるのは、「第六項の規定による届出」と読み替えるものとする。

一二 第四項の規定による申請」とあるのは、「第六項の規定による届出」と読み替えるものとする。

一三 日常生活を円滑に営むことができるようになるための必要な援助として行われる作業であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第

一六 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項の家内労働者又は同条第四項の補助者が行う作業のうち次に掲げるもの

イ ブレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用

同条第六項中「法第三十四条第一項」とあるのは「法第三十五条第一項」と、「事業主」とあるのは「団体」と、「第一項第三号」とあるのは「第四十六条の二十三第一項第四号及び第五号」とする。

第四十六条の十九第三項の規定は、前項において準用する第四十六条の十九第六項の規定により法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出を行う場合について準用する。この場合において、第四十六条の十九第三項中「法第三十三条第一号及び第二号」とあるのは「法第三十三条第三号から第五号まで」と、「従事する業務」とあるのは「従事する業務又は作業」と、「第一項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書」とあるのは「その旨のほか、第四十六条の二十三第四項において準用する第六項の届出に係る文書」と読み替えるものとする。

第四十六条の十九第四項の規定は、第四項において準用する第四十六条の十九第六項の規定

6 第四十六条の十九第四項の規定は、前項による申請について、同条第六項の規定は前項

おいて準用する第四十六条の十九第六項の規定

による法第三十三条第三号から第五号までに掲

げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨

の届出に係る者の従事する業務又は作業が特定

業務である場合について準用する。この場合に

おいて、第四十六条の十九第四項中「第一項の

規定による申請をした事業主」とあるのは、

「第四十六条の二十三第四項において準用する

第六項の規定による届出をした団体」と読み替

えるものとする。

第四十六条の二十四

第四十六条の二十四 第四十六条の二十の規定

は、法第三十三条第三号から第五号までに掲げ

る者の給付基礎日額について準用する。この場

合において、第四十六条の二十第三項第一号、

第五項第一号及び第七項中「第一号及び第二

号」とあるのは「第三号から第五号まで」と、

同条第六項中「第四十六条の二十第四項」とあ

るのは「第四十六条の二十四において準用する

のは「第四十六条の二十四において準用する

の規定は「第四十六条の二十一

号」とあるのは「第三号から第五号まで」と、

同条第六項中「第四十六条の二十第四項」とあ

るのは「当該事業と同種若しくは類似の事業又は

当該作業と同種若しくは類似の作業を行う事業

に使用される労働者の賃金」と読み替えるもの

とする。

第四十六条の二十五

所轄都道府県労働局長は、

法第三十五条第四項の規定により法第三十三条第三号又は第五号に掲げる者の団体についての

保険関係を消滅させたときは、遅滞なく、文書

で、その旨を当該団体に通知しなければならない。

(海外派遣者の特別加入)

第四十六条の二十五の二 法第三十六条第一項の

申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を所

轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労

働局長に提出することによつて行わなければな

らない。

一 法第三十三条第六号の団体につては団体

の名称及び住所、同条第七号の事業主につて

ては当該事業主の氏名又は名称及び住所

並びに事業場の所在地

並びに事業場の所在地

の内容

三 法第三十三条第六号又は第七号に掲げる者

の氏名、その者が従事する事業の名称、その

事業場の所在地及び当該事業場においてその

者が従事する業務の内容

四 法第三十三条各号に掲げる者(第四十六条の

による申請について、同条第六項の規定は前項

第三号に掲げる事項に変更を生じた場合又は法

第三十三条第六号若しくは第七号に掲げる者に

新たに該当するに至つた者若しくはこれらの規

定に掲げる者に該当しなくなった者が生じた場

合について準用する。この場合において、第四

十六条の十九第五項中「第一項」とあるのは

「第四十六条の二十五の二第一項」と、「事業

主」とあるのは「団体又は事業主」と、同条第

六項中「法第三十四条第一項の承認を受けた事

業主」とあるのは「法第三十六条第一項の承認

を受けた団体及び事業主」と読み替えるものと

する。

四 法第三十六条の二十七 法第三十三条各号に掲げる者(第四十六条の

による申請について、同条第六項の規定は前項

第三号に掲げる事項に変更を生じた場合又は法

第三十三条第六号若しくは第七号に掲げる者に

新たに該当するに至つた者若しくはこれらの規

定に掲げる者に該当しなくなった者が生じた場

合について準用する。この場合において、第四

十六条の八第一項中「第一項」とあるのは

「第四十六条の二十一第一項」と、「事業主」

とあるのは「団体又は事業主」と、同条第

二項中「第一項」とあるのは「法第三十六条

第一項の規定は、第十八条の三の七第一項に

適用しない。

五 第二項の規定は、第十八条の三の七第一項に

適用する第十二条第一項並びに第十八条の三

の十四において準用する第十四条の二第一

項、第十八条の三の十一第一項において準用す

る第十五条の二第二項、第十八条の三の十二に

おいて準用する第十三条第二項(事業主の証明に

に関する部分に限る)、第十八条の八第三項

(事業主の証明にに関する部分に限る)、第十八

条の九第三項(事業主の証明にに関する部分に

限る)、第十八条の十第二項(事業主の証明に

に関する部分に限る)、第十八条の八第三項

る事項を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

36 第十五条の五の規定は複数事業労働者障害年金差額一時金の請求及び受領についての代表者の選任及び解任について、附則第十七項の規定は法第六十条の二第一項の複数事業労働者障害年金の額の算定について、附則第十八項の規定は法第六十条の三第一項の複数事業労働者障害年金に係る複数事業労働者障害年金前払一時金の額の算定について、附則第十九項の規定は法第六十条の二第一項の下欄に掲げる額の算定について、附則第二十項の規定は既に身体障害のあつた者が「負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合（加重後の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害給付が複数事業労働者障害年金である場合に限る）における当該事由に係る複数事業労働者障害年金差額一時金の額の算定の場合について準用する。この場合において、附則第十七項中「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六十条の二第一項」と、「障害補償年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金前払一時金」とあるのは「複数事業労働者障害年金」と、「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六十条の二第一項」と、「障害補償年金前払一時金」とあるのは「複数事業労働者障害年金前払一時金」と、附則第二十項中「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六十条の二第一項」と、「同項の表」とあるのは「法第五十八条第一項の表」と、「障害補償一時金」とあるのは「複数事業労働者障害年金」とあるのは「複数事業労働者障害給付」と、「障害補償給付」とあるのは「複数事業労働者障害年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金」と、「障害補償一時金」とあるのは「複数事業労働者障害年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金前払一時金の額」

害の該当する障害等級に応ずる複数事業労働者障害給付が複数事業労働者障害年金である場合に限る。)における当該事由に係る複数事業労

に限る。)における当該事由に係る複数事業労働者障害年金前払一時金の額の算定について、附則第二十六項から第二十九項までの規定は複数事業労働者障害年金前払一時金の請求等について準用する。この場合において、附則第二十五項中「障害補償年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金」と、「障害補償給付」とあるのは「複数事業労働者障害補償給付」と、「障害補償一時金」とあるのは「複数事業労働者障害一時金」と、「法第五十九条第一項」とあるのは「法第六十条の三第一項」と、附則第二十六項及び第二十七項中「障害補償年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金」と、「法第五十九条第一項」とあるのは「複数事業労働者障害年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金」と、「附則第三十八項において読み替えて準用する附則第二十六項ただし書」と、附則第二十九項中「障害補償年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金」と、「附則第三十八項において読み替えて準用する附則第二十六項ただし書」とあるのは「附則第三十八項において読み替えて準用する附則第二十六項ただし書」とあるのは「複数事業労働者障害年金」と、「附則第三十八項において読み替えて準用する附則第二十六項ただし書」とあるのは「複数事業労働者障害年金」と、「複数事業労働者遺族年金前払一時金の額」の規定は、法第六十条の三第三項において読み替えて準用する法第五十九条第三項の規定により複数事業労働者障害年金の支給が停止される期間について準用する。この場合において、附則第三十項中「障害補償年金」とあるのは、「複数事業労働者障害年金」と読み替えるものとする。

(複数事業労働者障害年金の支給停止期間)

附則第三十項の規定は、法第六十条の三第三項において読み替えて準用する法第五十九条第三項の規定により複数事業労働者障害年金の支給が停止される期間について準用する。この場合において、附則第三十項中「障害補償年金」とあるのは、「複数事業労働者遺族年金」と、「法第六十条第一項」とあるのは「法第六十条の四第一項」と、「遺族補償一時金」とあるのは「複数事業労働者遺族一時金」と読み替えるものとする。

(複数事業労働者遺族年金前払一時金の請求等)

複数事業労働者遺族年金前払一時金の額に係る附則第三十一項の規定の適用については、同項中「遺族補償年金」とあるのは「複数事業労働者遺族年金」と、「法第六十条第一項」とあるのは「法第六十条の四第一項」と、「遺族補償一時金」とあるのは「複数事業労働者遺族一時金」と読み替えるものとする。

(複数事業労働者遺族年金前払一時金の請求等)

附則第一十六項から第二十九項までの規定は、複数事業労働者遺族年金前払一時金の請求等について準用する。この場合において、附則第二十六項及び第二十七項中「障害補償年金」とあるのは「複数事業労働者遺族年金」と、「法第六十条第一項」とあるのは「法第六十条の四第一項」と、「遺族補償一時金」とあるのは「複数事業労働者遺族一時金」とあるのは「複数事業労働者遺族一時金」と読み替えるものとする。

「複数事業労働者遺族年金」と、「附則第二十六項ただし書」とあるのは「附則第四十一項において読み替えて準用する附則第二十六項ただし

（複数事業労働者遺族年金の支給停止期間）
書」と、附則第二十九項中「障害補償年金」と、「附則第二十六項ただし書」とあるのは「附則第四十一項において読み替えて準用する附則第二十
六項ただし書」と読み替えるものとする。

（複数事業労働者遺族年金の支給停止期間）
附則第三十項の規定は、法第六十条の四第四項において準用する法第六十条第三項の規定に
より複数事業労働者遺族年金の支給が停止され
る期間について準用する。この場合において、
附則第三十項中「障害補償年金」とあるのは、
「複数事業労働者遺族年金」と読み替えるもの
とする。

（読み替えられた法第十六条の六第一項第二号
の複数事業労働者遺族年金前払一時金の額）
附則第三十二項の規定は、法第六十条の四第
三項の複数事業労働者遺族年金前払一時金の額
について準用する。この場合において、附則第
三十二項中「法第六十条第四項」とあるのは
「法第六十条の四第三項」と、「遺族補償年金」と
あるのは「複数事業労働者遺族年金」と読み
替えるものとする。

（障害年金差額一時金の請求等）
者は、附則第二十二項各号に掲げる書類を添え
て、附則第二十一項各号に掲げる事項を記載し
た請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しな
ければならない。

（第十五条の五の規定は障害年金差額一時金の
請求及び受領についての代表者の選任及び解任
について、附則第十七条の規定は法第六十一条
第一項の当該障害年金の額の算定について、附
則第十八条の規定は同条第一項の当該障害年金
に係る障害年金前払一時金の額の算定について、
附則第十九項の規定は同条第一項の下欄に
掲げる額の算定について、附則第二十項の規定
は既に身体障害のあつた者が、負傷又は疾病に
より同一の部位について障害の程度を加重した
場合（加重後の身体障害の該当する障害等級に
応する障害給付が障害年金である場合に限る）
における当該事由に係る障害年金差額一時金の
額の算定の場合について準用する。この場合に
おいて、附則第十七項中「法第五十八条第一
項」とあるのは「法第六十一条第一項」と、

「障害補償年金」とあるのは「障害年金」と、附則第十八項中「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六十一条第一項」と、「障害補償年

金前払一時金」とあるのは「障害年金前払一時金」と、附則第十九項中「法第五十八条第一項」とあるのは「法第六十一条第一項」と、「障害補償年金」とあるのは「法第六十一項第一項」と、附則第二十項中「障害補償給付」とあるのは「障害給付」と、「障害補償年金」とあるのは「障害年金」と、「障害補償一時金」とあるのは「障害一時金」と、「障害補償年金前払一時金」とあるのは「障害年金前払一時金」と読み替えるものとする。

(障害年金前払一時金の請求等)

附則第二十五項の規定は既に身体障害のある者が、負傷又は疾病により同一の部位について障害の程度を加重した場合(加重後の身体障害の該当する障害等級に応ずる障害給付が障害年金である場合に限る)における当該事由に係る障害年金前払一時金の額の算定について、附則第二十六項から第二十九項までの規定は障害年金」とあるのは「障害年金」と、「法第五十九条第一項」とあるのは「法第六十二条第一項」とする。

この場合において、附則第二十五項中「障害補償給付」とあるのは「障害給付」と、「障害補償一時金」とあるのは「障害一時金」と、「障害補償年金」とあるのは「障害年金」と、「法第五十九条第一項」とあるのは「法第六十二条第一項」と、附則第二十六項中「障害補償年金」とあるのは「障害年金」と、附則第二十八項中「附則第二十六項ただし書」とあるのは「附則第四十七項において読み替えて準用する附則第二十六項ただし書」とあるのは「附則第三十項中「障害補償年金前払一時金」とある

（以下「旧規則」という。）の規定によつてした申請、報告その他の手続は、この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則（以下「新規則」という。）中の相当する規定によつてした申請、報告その他の手続とみなす。
旧規則第十九条の三第一項第五号及び第十九条の五の規定は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百三十号）附則第八条第一項の規定によりなお効力を有する。とされる同法による改正前の法第十七条から附則第八条第一項の規定によりなお効力を有する。とされる同法による改正前の法第十七条から附則第八条第一項の規定によりなお効力を有する。
4 この省令の施行の日の前日までに保険関係が成立した有期事業については、新規則第四十一条第一項及び第一項の規定は、適用しない。
附 則（昭和四〇年一〇月三〇日労働省令第一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、昭和四十年十一月一日から施行（経過措置）
2 この省令は、昭和四十年三月三十一日までの間にに行なわれた法第三十四条の十二第一項の承認に係る事業（有期事業を除く。）についての当該承認があつた日の属する保険年度の保険料の算定の基礎となる賃金総額の算定にあたつては、この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第二十六条の二第二号及び第二十条の三中「別表第五の右欄に掲げる額」とあるいは、それぞれ、「別表第五の右欄に掲げる額に、法第三十四条の十二第一項の承認があつた日から昭和四十一年三月三十一日までの期間の月数（この月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。）を十二で除して得た数を乗じて得た額」及び「別表第五の右欄に掲げる額に、法第三十四条の十三第一項の承認があつた日から昭和四十一年三月三十一日までの期間の月数（この月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。）を十二で除して得たとき、これを一月とする。）を十二で除して得た数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。
附 則（昭和四〇年一〇月三〇日労働省令第一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、昭和四十年一月一日から施行する。
附 則（昭和四〇年一〇月三〇日労働省令第一号）抄

（経過措置）
2 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二百三十号）第三条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）の規定による保険給付の支給に関する手続については、なお従前の例による。
3 この省令の施行の日の前日において旧法第三十四条の三第一項又は第二項の規定により行なわれている保険給付に係る特別保険料の徴収期間及び料率については、なお従前の例による。
4 この省令による改正前の労働者災害補償保険法施行規則（以下この項において「旧省令」という。）第二十二条の九又は第二十二条の十の規定に基づき所轄労働基準監督署長又は旧住所地を管轄する労働基準監督署長により旧省令第二十二条の九第一項又は第二十二条の十第一項の申出に係る住所地を管轄する労働基準監督署長に移された保険給付に関する事務については、この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第一条第三項、第三条の二第五項及び第八条の二第五項の規定にかかわらず、この省令の施行の際に当該事務を管轄する労働基準監督署長を所轄労働基準監督署長とする。
附 則（昭和四三年四月二七日労働省令第一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、昭和四十三年四月一日から施行する。
附 則（昭和四三年三月一二日労働省令第一号）抄

（経過措置）
2 労働者災害補償保険法の一部を改正する省令（昭和四十一年労働省令第二号）附則第四項の規定により定められた労働基準監督署長により年金たる保険給付に関する事務を処理若しくは第十四号に該当する障害については、当該障害に係る障害補償の事由が生じた日から、この省令を適用する。
3 この省令の施行の日の前日において旧法第三十四条の三第一項又は第二項の規定により行なわれている保険給付に係る特別保険料の徴収期間及び料率については、なお従前の例による。
4 この省令による改正前の労働者災害補償保険法施行規則（以下この項において「旧省令」という。）第二十二条の九又は第二十二条の十の規定による改正後の労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十三条第一項の労働福祉事業のうち労災就学等援護費の支給に関する事務については、労働者災害補償されている受給権者に係る労働者災害補償保険法施行規則第一条第三項及び第二条の規定にかかわらず、当該労働基準監督署長を所轄労働基準監督署長とする。
附 則（昭和四六年九月八日労働省令第一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、昭和四十五年十月一日から施行する。
附 則（昭和四五年三月二七日労働省令第一号）抄

（経過措置）
2 労働者災害補償保険法第三十四条の十一第一号に掲げる者であつて、この省令の施行の際に現に同法第三十四条の十二第一項の承認に係る事業（事業の期間が予定される事業に限る。）の事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）であるもの及び同法第三十四条の十二第二号に掲げる者（労働者である者を除く。）であつて、この省令の施行の際に当該事業に從事するものの給付基礎日額についての、当該省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則（以下「新省令」という。）第四十六条の二十第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
3 労働者災害補償保険法第三十四条の十一第一号に掲げる者であつて、この省令の施行の際に現に同法第三十四条の十二第一項の承認に係る事業（事業の期間が予定される事業に限る。）の事業主（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）であるもの及び同法第三十四条の十二第二号に掲げる者（労働者である者を除く。）であつて、この省令の施行の際に当該事業に從事するものの給付基礎日額についての、当該省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則（以下「新省令」という。）第四十六条の二十第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。
4 第三条の規定による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の十八第二号の規定の適用については、この省令の施行後ににおいては、この省令の施行後においては、この省令の施行の日（昭和四十六年十月一日）から施行する。
附 則（昭和四七年三月三一日労働省令第一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、昭和四十七年三月一日から施行する。
附 則（昭和四七年三月三一日労働省令第一号）抄

（経過措置）
2 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十七条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条第五項」とあるのは、「附則第十二条第二項の規定により読み替えて適用する徴収法第十二条第五項」とする。
3 労働者災害補償保険法施行規則別表第一の第十二級第十二号又はこの省令による改正前の労働者災害補償保険法施行規則別表第一の第十二級第十二号に該当するもののうち、この省令の施行の日
4 この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。
附 則（昭和四八年六月一八日労働省令第一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。
（労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）
7 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十一年労働省令第二十二号）第四十六条の十八第三号に掲げる作業に從事する者であつて、この省令の施行の日前に改正前の労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第二条第三項の規定により読み替えて適用する労働者災害補償保険法施行規則第四十六条の二十第一項の規定によりその者の給付基礎日額が千五百円とされたものの（次項において「特定特別加入者」という。）の当該給付基礎日額が千五百円とされていた期間に発生した事故に係る労働者災害補償保険法の規定による保険給付（療養補償給付を除く。）及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の規定による休業特別支給金の額の算定に用いる給付基礎日額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十一年三月二九日労働省令第一一号）

（昭和六十一年四月五日労働省令第一六号）

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和六十一年四月一日から適用する。

2 昭和六十一年四月一日前に支給すべき事由の生じた葬祭料及び葬祭給付の額については、なほ従前の例による。

附 則（昭和六十一年一月三一日労働省令第二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部（以下「法」という。）の規定による年金たる保険金を改正する法律の施行の日（昭和六十二年二月一日）から施行する。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

附 則（昭和六二年三月三〇日労働省令
第一号抄）

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第二条 （労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則（以下「新労災則」という。）第四十六条の十九第七項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第六項の規定により労働者災害補償保険法（以下「この条において「法」とい。」）第二十七条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出を行う場合について適用し、新労災則第四十六条の二十三第五項において準用する新労災則第四十六条の十九第三項の規定は、施行日以後に新労災則第四十六条の二十三第四項において準用する新労災則第四十六条の十九第六項の規定により法第二十七条规定第三号から第五号までに掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出を行う場合について適用する。

附 則（昭和六三年四月八日労働省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行し、昭和六十三年四月一日から適用する。

第二条 昭和六十三年四月一日前に支給すべき事由の生じた葬祭料及び葬祭給付の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年一二月二八日労働省令第一号）

（経過措置）

第一条 この省令は、昭和六十四年二月一日から施行する。

（年金たる保険給付の受給権者）

生年月日（遺族補償年金又は遺族年金の受給権者）にあつては、当該年金たる保険給付を支給すべき事由に係る労働者の生年月日（の属する月が七月から十二月までの月に該当するものに対する昭和六十四年における改正後の労働者災害

補償保険法施行規則第二十一条の規定の適用については、同条第一項中「毎年、労働大臣」とあるのは「年二回、それぞれ当該日までに報告書を提出すべき日として労働大臣が」とする。

附 則（平成元年三月一七日労働省令第四号）抄
(施行期日)
（この省令は、平成元年四月一日から施行する。）

2 平成二年四月一日前に支給すべき事由の生じた葬祭料及び葬祭給付の額については、なお従前の例による。

附 則（平成二年七月三一日労働省令第五号）抄
(施行期日)
（この省令は、平成二年八月一日から施行する。）

第一条 労働省令で定める法律の規定

2 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する労働省令で定める法律の規定は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四百四号）附則第十条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百三十号）附則第四十一条の規定とする。

2 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成二年法律第四十号）附則第二条第三項において準用する同条第二項に規定する労働省令で定める法律の規定は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四百四号）附則第十二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十五号）附則第三条の規定とする。

第三条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（以下「法」という。）の規定による葬祭料及び葬祭給付並びに障害補償年金払一時金、遺族補償年金前払一時金、障害年金（昭和四十八年法律第八十五号）附則第三条の規定とする。

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

2 前払一時金及び遺族年金前払一時金の額については、なお従前の例による。

施行日前の期間に係る法の規定による障害補償年金が支給された場合における改正後の労働者災害補償保険法施行規則（以下「新労災則」という。）附則第十七項の規定の適用については、同項中「当該障害補償年金の支給の対象とされた月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）」とあるのは、「法第八条第一項の算定期由から発生日の属する年度（当該障害補償年金の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成二年法律第四十号）第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第六十四条による改正前の労働者災害補償保険法第六百三十一号）附則第四十一条の規定により改定されるものである場合にあつては、当該改定後の額を障害補償年金の額とすべき最初の月の属する年度の前年度」とする。

3 施行日前に支給すべき事由の生じた法の規定による障害補償年金前払一時金が支給された場合における新労災則附則第十八項の規定の適用については、同項中「当該障害補償年金前払一時金を支給すべき事由が生じた月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）」とあるのは、「法第八条第一項の算定期由から発生日の属する年度（当該障害補償年金前払一時金の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成二年法律第四十号）第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第六十四条による改正前の労働者災害補償保険法第六百三十一号）附則第四十一条の規定により改定されたものである場合にあつては、当該改定後の額を障害補償年金の額とすべき最初の月の属する年度の前年度」とする。

4 施行日前に支給すべき事由の生じた法の規定による遺族補償年金前払一時金が支給された場合における新労災則附則第三十二項の規定の適用については、同項中「当該遺族補償年金前払一時金を支給すべき事由が生じた月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）」とあるのは、「法第八条第一項の算定期由から発生日の属する

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第四十号)第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第六十五条第一項の規定により改定されたものである場合については、当該改定において支給されるものとみなされる遺族補償年金の当該改定後の額を遺族補償年金の額とすべき最初の月の属する年度の前年度」とする。

施行日前の期間に係る法の規定による障害年金が支給された場合における新労災則附則第三十六項の規定により読み替えられた新労災則附則第十七項の規定の適用については、同項中「当該障害年金の支給の対象とされた月の属する年度の前年度(当該月が四月から七月までの月に該当する場合には、前々年度)」とあるのは、「法第八条第一項の算定期由発生日の属する年度(当該障害年金の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第四十号)第一条の規定による改正前の法第六十四条又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二百四号)附則第十一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号)附則第三条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後年の額を障害年金の額とすべき最初の月の属する年度の前年度)」とする。

施行日前に支給すべき事由の生じた法の規定による障害年金前払一時金が支給された場合における新労災則附則第三十六項の規定により読み替えられた新労災則附則第十八項の規定の適用については、同項中「当該障害年金前払一時金を支給すべき事由が生じた月の属する年度の前年度(当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度)」とあるのは、「法第八条第一項の算定期由発生日の属する年度(当該障害年金前払一時金の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成二年法律第四十号)第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第六十五条第二項において準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合にあつては、当該改定において支給されるものとみなされる障害年金の当該改定後の額を障害年金の額とすべき最初の月の属する年度の前年度)」とする。

における新労災則附則第四十三項の規定により読み替えられた新労災則附則第三十二項の規定の適用については、同項中「当該族補償年金前払一時金を支給すべき事由が生じた月の属する年度の前年度（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度）」とあるのは、「法第八条第一項の算定事由発生日の属する年度（当該遺族年金前払一時金の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成二年法律第四十号）第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第六十五条第二項において準用する同条第一項の規定により改定されたものである場合にあつては、当該改定において支給されるものとみなされる遺族年金の当該改定後の額を遺族年金の額とするべき最初の月の属する年度の前年度」とする。

この省令の施行の日前に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による休業補償給付及び休業給付に係る改正前の労働者災害補償保険法施行規則第十三条第四項（同令第八条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による証明書の添付については、なお従前の例による。

附 則（平成三年四月一二日労働省令第二一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年九月二五日労働省令第二〇号）
（施行期日）
この省令は、平成三年十月一日から施行する。
（経過措置）
この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前における労働者災害補償保険法（以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに施行日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金、葬祭料、休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付の額については、なお従前の例による。施行日前に死亡した労働者に関する法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であって、施行日以後に支給すべき事由の生じたもの及び施行日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなつた労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は施行日前に障害年金を受ける権利を有することとなつた労働者の当該障害年金に係る障害補償年金差額一時金であって、施行日以後に支給すべき事由の生じたものの額についても、同様とする。

附 則（平成四年三月三〇日労働省令第五号）
この省令は、平成四年四月一日から施行する。

		附 則 (平成五年二月一二日労働省令第 一号) 抄	(施行期日)
第一条	この省令は、平成五年四月一日から施行する。	(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	
第二条	労働者災害補償保険法(以下「法」という。)第三十三条各号に掲げる者であつて、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)前に法第三十四条第一項第三号(法第三十六条第一項第二号において準用する場合を含む。)又は法第三十五条第一項第六号の規定によりその者の給付基礎日額が三千円とされていたもの(次項に規定する特定有期特別加入者及び改正後の労働者災害補償保険法施行規則(以下「新規則」という。)第四十六条の十八第三号に掲げる作業に従事する者を除。以下「特定特別加入者」という。)の当該給付基礎日額が三千円とされていた期間に発生した事故に係る法の規定による保険給付(療養補償給付及び療養給付を除く。)及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和四十九年労働省令第三十号)の規定による休業特別支給金の額(次項において「保険給付等の額」という。)の算定に用いる給付基礎日額については、なお従前の例による。	(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	
第三条	この省令は、平成五年四月一日から施行する。	(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	

		附 則 (平成六年二月九日労働省令第五 号)	(施行期日)
第一条	この省令は、平成五年八月一日から施行する。ただし、第一条中労働者災害補償保険法施行規則第九条の五第一項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。	(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	
第二条	平成三年四月の属する年度前の年度の平均給付額については、この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第九条の五第一項たゞし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。	(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	
第三条	この省令は、平成七年四月一日から施行する。	(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)	

		附 則 (平成七年三月三〇日労働省令第 一八号)	(施行期日)
第一条	この省令は、平成六年四月一日から施行する。	(この省令は、公布の日から施行する。	
第二条	この省令の施行の日前に支給すべき事由の生じた葬祭料及び葬祭給付の額については、なお従前の例による。	(この省令の施行の日前に支給すべき事由の生じた葬祭料及び葬祭給付の額については、なお従前の例による。	
第三条	この省令は、平成六年四月一日から施行する。	(この省令は、公布の日から施行する。	

		附 則 (平成七年三月三一〇日労働省令第 二号)	(施行期日)
第一条	この省令は、平成八年三月三〇日労働省令第二号の規定による障害補償年金の支給に係る者に限る。次条第一項において「特定有期特別加入者」という。)の当該事業が終了するまでの間に発生した事故に係る保険給付等の額の算定に用いる給付基礎日額については、なお従前の例による。	(この省令は、新規則第四十六条の十八第三号に掲げる作業に従事する者の給付基礎日額に関しては、当分の間、新規則第四十六条の二十四において準用する。)	
第二条	この省令は、平成六年九月二八日労働省令第二号(法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。)の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であつて、施行日以後に支給すべき事由の生じたもの及び施行日前に障害死亡した労働者に関する法第十六条の六第一項第二号(法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。)の場合は、なお従前の例による。	(この省令は、新規則第四十六条の十八第三号に掲げる作業に従事する者の給付基礎日額に関しては、当分の間、新規則第四十六条の二十四において準用する。)	
第三条	この省令は、公布の日から施行する。	(この省令は、公布の日から施行する。	

		附 則 (平成六年六月二四日労働省令第 三二号)	(施行期日)
第一条	この省令は、公布の日から施行する。	(この省令は、公布の日から施行する。	

		附 則 (平成六年六月二四日労働省令第 三五号)	(施行期日)
第一条	この省令は、平成六年十月一日から施行する。	(この省令は、平成六年十月一日から施行する。	

		附 則 (平成六年九月二八日労働省令第 四一号)	(施行期日)
第一条	この省令は、平成六年九月二八日労働省令第四号の規定による障害補償年金の支給に係る者に限る。次条第一項において「特定有期特別加入者」という。)の当該事業が終了するまでの間に発生した事故に係る保険給付等の額の算定に用いる給付基礎日額については、なお従前の例による。	(この省令は、新規則第四十六条の十八第三号に掲げる作業に従事する者の給付基礎日額に関しては、当分の間、新規則第四十六条の二十四において準用する。)	

		附 則 (平成八年五月二一〇日労働省令第 二五号)	(施行期日)
第一条	この省令は、公布の日から施行する。	(この省令は、公布の日から施行する。	

附則 省令第三号	
(施行期日)	
第一条	この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一項中労働者災害補償保険法施行規則(次条において「労災則」という。)第四十六条の十八に一号を加える改正規定、第二項中労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第三の改正規定(通勤災害に係る率を)を「非業務災害率を」に、「額から通勤災害に係る率」を「から非業務災害率」に、「額から特別加入非業務災害率」に改める部分を除く。)及び別表第五の改正規定中
特16 業	労災保険法施行規則第4 6条の18第4号の作
特17 業	労災保険法施行規則第4 6条の18第5号の作
一	一
一に改める部分並びに第三項中労働者災害補償保険特別支給金支給規則第十七条第五号の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。	一に改める部分並びに第三項中労働者災害補償保険特別支給金支給規則第十七条第五号の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。
(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正及び労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令の廃止に伴う経過措置)	(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正及び労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度の特例に関する省令の廃止に伴う経過措置)
第二条	平成十二年度以前の各年度の予算及び決算における労災則第四十三条に規定する労働福祉事業等に要する費用に充てるべき額の限度については、なお従前の例による。
附 則 (平成一三年四月四日厚生労働省令第一号)	(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)
二	この省令の施行の日前に改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十六条の二又は第二十一条の三の規定により特例事業場労働時間短縮奨励金又は事業主団体等特例事業場労働時間短

縮促進助成金の支給を受けることができる」となった事業主に対する当該特例事業場労働時間短縮奨励金又は事業主団体等特例事業場労働時間短縮促進助成金の支給については、なお従前の例による。

4 この省令の施行前に労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合において法の規定により支給すべき遺族補償給付及び遺族給付については、なお従前の例による。

4 この省令の施行前に労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合において法の規定により支給すべき遺族補償給付及び遺族給付については、なお従前の例による。

5 労働者が業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、この省令の施行前に治ったとき身体に障害が存する場合において労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十三号。以下「特支金則」という。）第四条第一項の規定により当該労働者の申請に基づいて支給する障害特別支給金、特支金則第七条第一項の規定により当該労働者の申請に基づいて支給する障害特別年金及び特支金則第八条第一項の規定により当該労働者の申請に基づいて支給する障害特別一時金についての例による。

6 この省令の施行前に労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合において特支金則第九条第一項の規定により当該遺族の申請に基づいて支給する遺族特別年金及び特支金則第十条第一項の規定により当該遺族の申請に基づいて支給する遺族特別一時金については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年三月二七日厚生労働省令第五二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の規定は、この省令の施行の日以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に因する労働者災害補償保険法第七条第一項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用する。

附 則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第六七号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十六条から第二十七条までの規定により労働時間制度改進助成金、中小企業長期休暇制度モデル企業助成金、長期休暇制度基盤整備助成金又は短時間労働者雇用管理制度基盤整備助成金又は短時間労働者雇用管理

改善等助成金の支給を受けることができる」となった事業主又は事業主の団体若しくは連合団体に対する当該労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金、労働時間制度改善助成金、中小企業長期休暇制度モデル企業助成金、長期休暇制度基盤整備助成金又は短時間労働者雇用管理制度改善等助成金の支給については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第六八号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令は、平成十八年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による「酸化炭素中毒症」に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の規定による介護料の金額については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年四月二八日厚生労働省令第一一六号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成十八年五月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令は、平成十八年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による「酸化炭素中毒症」に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の規定による介護料の金額については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年九月五日厚生労働省令第一五四号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成十八年十月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令は、平成十八年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による「酸化炭素中毒症」に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の規定による介護料の金額については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年九月二九日厚生労働省令第一一二号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成十九年七月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令は、平成十九年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による「酸化炭素中毒症」に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の規定による介護料の金額については、なお従前の例による。
附 則 (平成一九年六月一一日厚生労働省令第六六号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成十九年六月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令は、平成十九年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による「酸化炭素中毒症」に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の規定による介護料の金額については、なお従前の例による。
附 則 (平成一九年六月二九日厚生労働省令第七八号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令は、平成二十年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による「酸化炭素中毒症」に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の規定による介護料の金額については、なお従前の例による。
附 則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第三六号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成十九年十月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令は、平成十九年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第三十五号)附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による「酸化炭素中毒症」に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の規定による介護料の金額については、なお従前の例による。
附 則 (平成二〇年三月一八日厚生労働省令第一二月二五日厚生労働省令第三七号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令の施行の日前に、この省令による改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十七条第二号の規定に基づき同号に規定する計画について都道府県労働局長の認定を受けた中小事業主に対する同条の中小企業労働時間適正化促進助成金の支給については、なお従前の例によることとする。
附 則 (平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一二月二八日厚生労働省令第一三号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令の施行前に労働者が業務上の事由又は通勤(法第七条第一項第一号の通勤をいう。以下同じ。)により死亡した場合における当該労働者の遺族(法第十六条の二第一項の遺族をいう。以下同じ。)の障害の状態の評価については、なお従前の例による。
附 則 (平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一二月二八日厚生労働省令第一〇号)抄
1 (施行期日)この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。
2 (経過措置)この省令の施行前に生じた障害補償給付等の支給事由に係る障害であつて、この省令による支給事由に係るものを除く。)については、第一項の規定にかかわらず、当該障害に係る障害補償給付等の支給事由が生じた日から、この省

令による改正後の労災則別表第一の規定を適用する。

4 第二項の規定にかかるらず、この省令の施行前に生じた労働者の業務上の事由又は通勤による死亡について、法の規定による遺族補償給付又は遺族給付（以下「遺族補償給付等」という。）が支給される場合であつて、当該労働者の遺族に、この省令による改正前の労災則別表第一第一級第一三号又は第一四級第一〇号に該当する障害を有する者があるとき（当該死亡に関し、平成二十二年六月十日前に遺族補償給付等に関する決定を受けたときを除く。）における当該遺族の障害の状態に関する労災則第五条の規定の適用については、同条中「身体に別表第一」とあるのは、「身体に労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十三号）第二条による改正後の別表第一」とする。

附 則（平成二十三年三月三一日厚生労働省令第三五号）抄

（施行期日）
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十三年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年四月一日厚生労働省令第四八号）抄

（施行期日）
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（雇用安定事業等に関する経過措置）
40 施行日前に旧雇保則第百十八条の二、第五条による改正前の労働者災害補償保険法施行規則第二十六条又は第十二条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条の規定により短時間労働者均

令による改正後の労災則別表第一の規定を適用する。

4 第二項の規定にかかるらず、この省令の施行前に生じた労働者の業務上の事由又は通勤による死亡について、法の規定による遺族補償給付又は遺族給付（以下「遺族補償給付等」という。）が支給される場合であつて、当該労働者の遺族に、この省令による改正前の労災則別表第一第一級第一三号又は第一四級第一〇号に該当する障害を有する者があるとき（当該死亡に関し、平成二十二年六月十日前に遺族補償給付等に関する決定を受けたときを除く。）における当該遺族の障害の状態に関する労災則第五条の規定の適用については、同条中「身体に別表第一」とあるのは、「身体に労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第十三号）第二条による改正後の別表第一」とする。

附 則（平成二十三年九月六日厚生労働省令第一一三号）

（施行期日）
この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十一月二七日厚生労働省令第一一五四号）

（施行期日）
この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十一月二七日厚生労働省令第一一三号）

（施行期日）
この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二十四年四月一日厚生労働省令第五五号）抄

（施行期日）
この省令は、平成二十四年五月一日から施行する。

附 則（平成二十四年四月一日厚生労働省令第五五号）

（施行期日）
この省令は、平成二十四年五月一日から施行する。

衛待遇推進等助成金の支給を受けることができることとなつた事業主に対する短時間労働者均衡待遇推進等助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年四月一日厚生労働省令第五三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年四月一日厚生労働省令第五五号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号）抄

（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七一号）抄

（施行期日）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号）

（施行期日）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七一号）

（施行期日）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号）

（施行期日）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

効時間等設定改善推進助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七一号）

（施行期日）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七三号）

（施行期日）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第七一号）

（施行期日）
この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成二十八年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお從前の例による。

附 則（平成二八年一二月一八日厚生労働省令第一八六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第八条第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用するものとし、施行日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する同号の通勤災害に関する保険給付については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年一一月一八日厚生労働省令第一八七号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第三五五号）抄
(施行期日)

1 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成二十九年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第

七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお従前の例による。

じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の規定による特別支給金（以下「保険給付等」という。）のうち、施行日前に算定された給付基礎日額を基礎として支払われた保険給付等の額（法の規定による年金たる保険給付並びに同会

平成十八年度又は平成二十年度に同項の変更が
行われたことにより、同項の規定により法第八
条の三第一項第二号（法第八条の四において準
用する場合を含む。）の平均給与額を算定する
場合にあつては、なお前前の例による。

第四条 平成三十一年三月以前の月に係る法によ
る介護報償給付及び介護給付の額並びに労働者
災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成

平成十八年度又は平成二十年度に同項の変更が行われたことにより、同項の規定により法第八条の三第一項第二号（法第八条の四において準用する場合を含む。）の平均給与額を算定する場合にあつては、なお従前の例による。

第四条 平成三十一年三月以前の月に係る法による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお従前の例による。

附 則（令和二年三月三一日厚生労働省令第七〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働者災害補償保険法施行規則第二十一条の改正規定及び第四条の規定並びに附則第四条の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 令和二年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）による介護料の金額については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前の第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法施行規則附則第三十項（同令附則第三十四項、第三十九項及び第四十二項において準用する場合を含む。）の規定による障害補償年金の支給停止及び同令附則第四十四項の規定による年金給付の支給停止については、なお従前の例による。

第四条 施行日の前日までの間に支給すべき事が生じた法の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の規定による特別支給金のうち、施行日前に算定された給付基礎日額を基

級五 第 分日四八一同	級四 第 分日三一二同	級三 第 分日五四二同	級二 第 分日七七二同	分日三
五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	五 四 三 二 一	六 五 四 三 二 一
級七 第 分日一三一同	級六 第 分日六五一同	級九 第 分日一九三同	級八 第 分日三〇五の額日基礎付	
級一一 第 分日三二二同	級〇一 第 分日二〇三同	級〇一 第 分日二〇三同	級〇一 第 分日二〇三同	
九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一
級二 第 分日七七二同				
八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一	八 七 六 五 四 三 二 一
級三 第 分日五四二同				
七 六 五 四 三 二 一	七 六 五 四 三 二 一	七 六 五 四 三 二 一	七 六 五 四 三 二 一	七 六 五 四 三 二 一
級四 第 分日三一二同				
九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一
級五 第 分日四八一同				
九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一	九 八 七 六 五 四 三 二 一

級三第一 分日一〇一同	級二第一 分日六五一同	四 一耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 五 せき柱に変形を残すもの 六 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 七 削除
一 一眼の視力が○・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまづはげを残すもの	八 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 九 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七齒以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したるもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神経症状を残すもの 一三 削除	四 一耳の聽力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 五 せき柱に変形を残すもの 六 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 七 削除

級四第一 分日五六同	級四第一 分日五六同	三の二 五歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 三の三 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 四 一手の小指の用を廃したもの 五 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 六 削除
一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七齒以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神經症状を残すもの 一三 削除	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七齒以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神經症状を残すもの 一三 削除	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七齒以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神經症状を残すもの 一三 削除

級三第三 四分五同	級二第二 二分七同	級一第一 一分三三額基礎付きに一期いし継続当該一神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 三 両眼が失明しているもの 四 そしやく及び言語の機能を廃してゐるもの 五 三の二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 六 両下肢の用を全廃しているもの 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八 両上肢の用を全廃しているもの 九 両下肢の用を全廃しているもの	級等病傷容の内付障害の状態 別表第二 傷病等級表(第十八条、第三十六条関節に著しい運動障害を残すものをいう。)
一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。 二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいふ。 三 その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものと云ふ。	一 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 二 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 三 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 四 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 五 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 六 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 八 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 九 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの	一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。 二 手指を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいふ。 三 その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものと云ふ。	別表第二 傷病等級表(第十八条、第三十六条関節に著しい運動障害を残すものをいう。)

級三第三 四分五同	級二第二 二分七同	級一第一 一分三三額基礎付きに一期いし継続当該一神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 三 両眼が失明しているもの 四 そしやく及び言語の機能を廃してゐるもの 五 三の二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 六 両下肢の用を全廃しているもの 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八 両上肢の用を全廃しているもの 九 両下肢の用を全廃しているもの	級等病傷容の内付障害の状態 別表第三 要介護障害程度区分表(第十八条の二関係) 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。 二 手指数を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいふ。 三 その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものと云ふ。
一 一眼の視力が○・六以下になつたもの 二 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 三 両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの 四 外貌に醜状を残すもの 五 一眼の視力が○・六以下になつたもの 六 正面部視以外で複視を残すもの 七 正面部視以外で複視を残すもの 八 正面部視以外で複視を残すもの 九 正面部視以外で複視を残すもの	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神經症状を残すもの 一三 削除	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 四 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 九 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 一〇 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 一一 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 一二 局部にがん固な神經症状を残すもの 一三 削除	別表第三 要介護障害程度区分表(第十八条の二関係) 一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについてはきよう正視力について測定する。 二 手指数を失つたものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失つたものをいふ。 三 その他の手指は近位指節間関節以上を失つたものと云ふ。

様式第一号

が第一級であるときににおける当該身体障害又は別表第二第一級の項障害の状態の欄第三号から第九号までのいずれかに該当する障害の状態（前二号に定めるものと同程度の介護を要する状態にあるものに限る。）

□	□
□	□
□	□
□	□
□	□

様式第一号

様式第二号

□	□
□	□
□	□
□	□
□	□

様式第二号

様式第三号

□	□
□	□
□	□
□	□
□	□

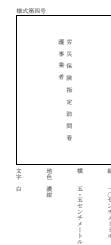
様式第三号

一 神経系統の機能若しくは精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの（別表第二第一級の項身体障害の欄第二号の二に規定する身体障害をいう。）又は神經系統の機能若しくは精神に著しい障害を有し、隨時介護を要するもの（別表第二第二級の項障害の状態の欄第一号に規定する障害の状態をいう。）

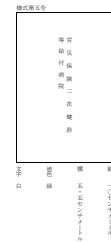
二 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの（別表第一第二級の項身体障害の欄第二号の三に規定する身体障害をいう。）又は胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随时介護を要するもの（別表第二第二級の項障害の状態の欄第一号に規定する障害の状態をいう。）

三 障害等級が第一級である場合における身体障害又は別表第二第一級の項障害の状態の欄第三号から第九号までのいずれかに該当する障害の状態（前二号に定めるものと同程度の介護を要する状態にあるものに限る。）

様式第四号



様式第五号



様式第六号

